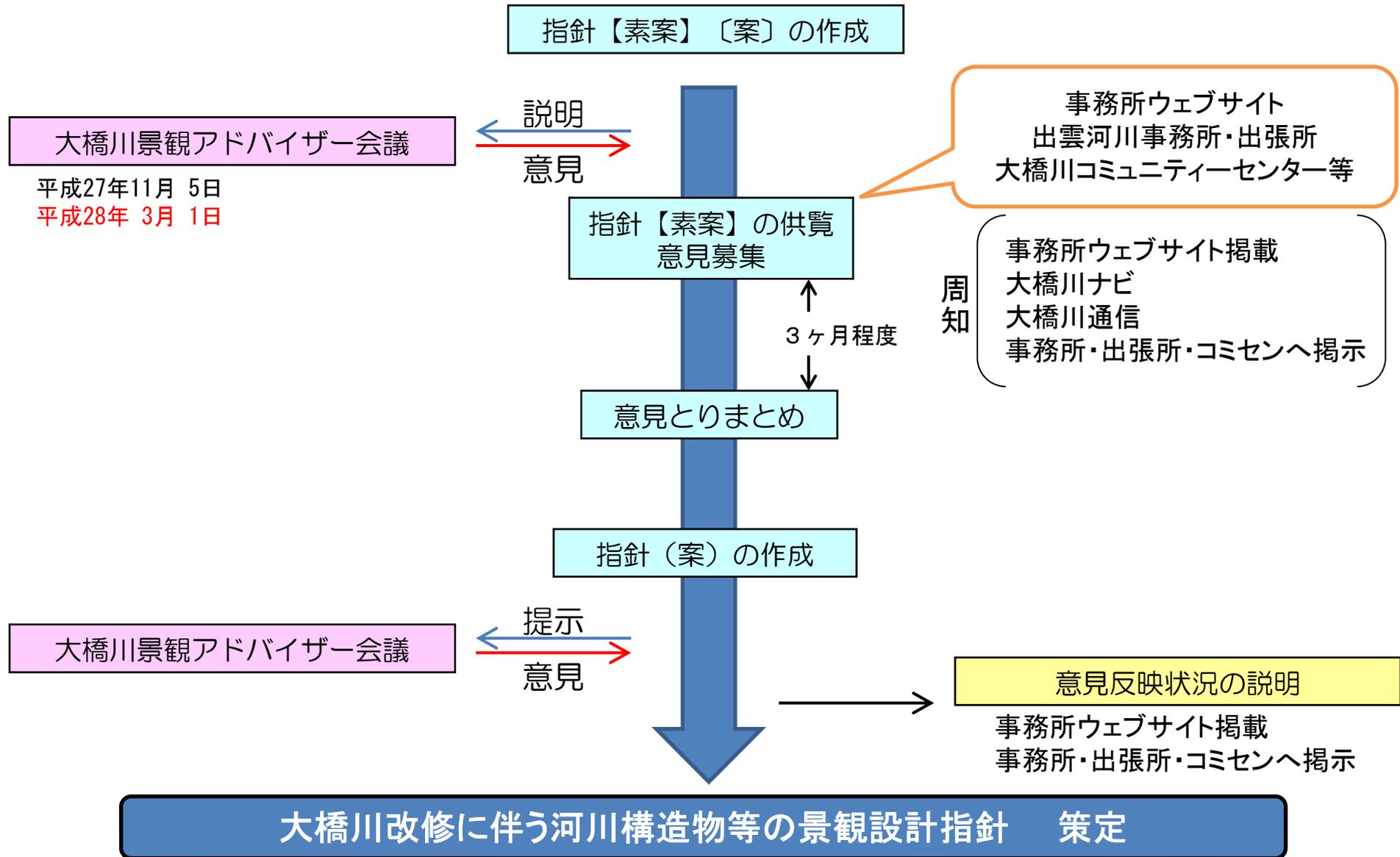


大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針 【素案】 の意見募集について

平成28年3月1日
国土交通省 出雲河川事務所

『大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針』策定までの流れ



※上記、流れについては、今後の進捗を踏まえて修正されることがあります

意見募集要領(案)

1. 意見募集対象
大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針【素案】
2. 意見募集期間
平成28年●月●日()～平成28年●月●日()
約3ヶ月間を想定
3. 周知方法
 - ・記者発表
 - ・事務所ウェブサイト
 - ・大橋川通信(大橋川沿川世帯への新聞折り込み
約1万5千部)
 - ・大橋川ナビ(山陰中央新報朝刊へ掲載 約17万部)
4. 指針【素案】閲覧方法
 - ・事務所ウェブサイトへ掲載
 - ・以下の場所にて閲覧
出雲河川事務所(本庁)、大橋川出張所、
大橋川コミュニティーセンター
島根県庁斐伊川神戸川対策課
松江市役所大橋川治水事業推進課
まちづくり文化財課
5. 意見送付方法
 - ・電子メール、FAX、郵送(自己負担)
 - ・大橋川ナビまたは大橋川通信の組み立て式封筒に
よる送付(受取人払郵便)
 - ・閲覧場所の回収箱へ投函

(意見送付様式)

大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針【素案】に対する意見募集(案)

大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針【素案】(以下、指針【素案】といいます。)に対する
地域住民の皆様からのご意見をお聞かせ下さい。

国土交通省出雲河川事務所

1. あなたご自身のことをお聞かせ下さい。【〇をつけてご回答ください】

性別	男性	女性
年齢	10代 / 20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70代以上	
お住まい	a. 松江市 / b. 松江市外: _____ 市・町 / c. 県外 _____ 都・道・府・県	

2. 平成21年3月に策定された「大橋川周辺まちづくり基本計画」について【〇をつけてご回答ください】

※「大橋川周辺まちづくり基本計画」については、出雲河川事務所ウェブサイトのページ  をクリック

- a. 大橋川周辺まちづくり基本計画に関係する意見交換会などに参加したことがある。
- b. 意見交換会などには参加したことはないが、まちづくり基本計画の内容は知っている。
- c. 言葉は聞いたことがある
- d. 知らない

3. 大橋川における河川護岸などの構造物の整備を行う上で、よりよい景観とするために大切だと感じるのとはどのようなことですか。【〇をつけてご回答ください】(複数回答可)

- a. 背後地(歴史・文化・都市化)との整合性
- b. 眺望・広がり
- c. 水とのふれあい
- d. 水際の植生などの自然環境
- e. 斬新なデザイン
- f. その他 (_____)

4. 指針【素案】をご覧頂き、ご意見をお聞かせ下さい。【〇をつけてご回答ください】

※「指針【素案】」については、出雲河川事務所ウェブサイトのページ  をクリック

4-1. 大橋川改修において景観を検討する際の基本的な考え方となる、デザイン方針について

(指針【素案】P6「デザイン方針」参照)

- a. 今後の大橋川改修における景観形成に期待できる。
 - b. どちらかと言えば期待できる。
 - c. どちらかと言えば、期待できない。
 - d. 期待できない。
- 上記でc. またはd. とお答えの場合は、その理由をお聞かせ下さい。
- (_____)

4-2. ゾーン区分と各ゾーンにおける景観目標レベルについて

(指針【素案】P8～11「護岸材の選定方針」参照)

- a. 今後の大橋川改修における景観形成に期待できる。
 - b. どちらかと言えば期待できる。
 - c. どちらかと言えば、期待できない。
 - d. 期待できない。
- 上記でc. またはd. とお答えの場合は、その理由をお聞かせ下さい。
- (_____)

4-3. 大橋川改修における河川護岸に使用する材料・材質や、階段工などに対するご意見やご提案がありましたら、ご自由に記入して下さい。

[_____]

ご協力ありがとうございました。

意見送付方法(案) (例)大橋川改修ナビ(案)



現在作成中

大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針【案】に対する意見募集

大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針【案】(以下、指針【案】)について、ご意見をお寄せください。ご意見は、指針【案】の作成に活用させていただきます。

〇開催日時：2024年10月10日(木) 15:00～17:00
 〇開催場所：出雲川事務所 出雲川事務所 1F 会議室
 〇参加費：無料

1. 意見送付の方法

指針【案】に対するご意見を、以下の方法でご送付ください。

方法	期間	住所
郵送	10月10日～10月25日	〒690-0023 出雲市坂沼原町5丁目1番地
メール	10月10日～10月25日	景観設計指針意見募集@izumi-city.jp

2. 意見送付の際の留意事項

ご意見を送付する際は、以下の事項にご留意ください。

- ご意見は、指針【案】の作成に活用させていただきます。
- ご意見は、指針【案】の趣旨に沿ったものをお願いします。
- ご意見は、指針【案】の範囲内のものでお願いします。
- ご意見は、指針【案】の作成に活用させていただきます。

この指針【案】に対するご意見を、以下の方法でご送付ください。

〒690-0023 出雲市坂沼原町5丁目1番地

0115 690-0023

景観設計指針意見募集@izumi-city.jp

出雲市坂沼原町5丁目1番地

0115 690-0023

景観設計指針意見募集@izumi-city.jp